

駒岡保育園保護者各位

令和2年4月9日  
駒岡保育園 園長 荻原 美穂

## 緊急事態宣言を発令に伴う保育園の利用のお願い

7日付で政府により緊急事態宣言が神奈川県に発出され、8日の夕方には横浜市より保育所(園)に向けての通達が来ました。(別紙参照)

横浜市より、『引き続き原則開園』『一層の感染拡大防止の為、家庭で保育が可能な場合においては、期間中(令和2年4月8日～5月6日まで)保護者に登園を控えるようお願い』との意向が示されました。

これを踏まえて当法人では、下記の同一世帯保護者が職業につく児童の受け入れを行います。また、それ以外でも保育が必要な状況にある方はご相談ください。

- ①医療従事者②公共交通機関③水道・ガス・電気④生活必需品の販売⑤流通  
⑥金融⑦介護等の福祉従事者

また、以下の対応を行います。

### ① 「緊急事態宣言発令中の保育意向確認カード」の提出

※急ぎで申し訳ありません。4月10日16:00までにお願ひします。

横浜市に状況を報告します。必ず提出をお願いします。

すでに期間中お休みの連絡を頂いているご家庭につきましては、園・横浜市のホームページでもダウンロードできますのでファックスで送信または、登園日に提出でも構いません。(ホームページアドレス・QRコードは園のしおりにあります。FAX番号045-582-2283)

### ② 利用料について(令和2年4月8日～5月6日)

期間中に登園を控えた園児の保護者に対しては登園しなかった日数に応じて利用料を減免することとし、後日還付いたします。(0歳児～2歳児クラスの3号認定児童対象です。)

【裏面もあります。】

③ **給食について（令和2年4月8日～5月6日）**

（1）給食の実施

期間中原則として給食は提供致します。

ただし、安全に給食を提供することが困難な場合は昼食の持参をお願い致しますのでご協力をお願い致します。

おやつについては、市販のものを提供させていただきます。

（2）給食費について

実費徴収を行っている3歳児から5歳児クラスについては、登園状況確認票にて出席と申請された日分を徴収し差額分は返金致します。その後のお休みの連絡に関しましては、食材の発注の都合上キャンセルできませんので返金致しません。

② **延長保育について**

延長保育の利用は必要最小限にてお願い致します。

どうしても必要な方に関しては対応いたしますのでご相談ください。事前に申し込みしている方に関しては利用料金を還付いたします。

③ **保育の体制について**

登園児の状況によって、保育士の体制も変則的に配置を致します。

保育園での感染のリスクも高いと言われております。

衛生面等には十分注意いたしておりますが、「いのち」を守るための非常事態です。協力をしあって、この難局を乗り越えていきたいと思っておりますので、ご理解のほど宜しくお願い致します。